

伊賀市告示第 15 号

伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 2 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、世界的な穀物需要の増加、エネルギー価格の上昇等の影響を受けて肥料価格が急騰する中、海外原料に依存している化学肥料の使用量の低減に向けて取り組む農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援することを目的として、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号。以下この項並びに第 4 条第 1 号及び第 2 号において「国要領」という。）別記 3 に規定する化学肥料の使用量の 2 割低減に向けた取組を行う農業者（以下「取組農業者」という。）の組織する団体等であつて、国要領第 4 に掲げる肥料価格高騰対策事業に係る支援金（次条において「国支援金」という。）の交付の対象となるもの（次項及び次条において「交付対象者」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる事業は、取組農業者による前項に規定する取組を適正に執行させるため、交付対象者が当該交付対象者に係る取組農業者に対し支援金を支給する事業（以下「補助事業」という。）とする。

3 補助金の交付の対象となる経費は、前項に規定する支援金の支払に要する経費とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、交付対象者が受ける国支援金の額に 7.5 を乗じて得た額を 70 で除した額（1 円未満の端数は、切り捨てる。）に、前条第 2 項に規定する支援金の支払に係る振込手数料の額を加えた額とする。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 国要領第9の4(2)の規定による採択決定の通知書の写し
- (2) 国要領別記3に規定する化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組を継続的に行うための計画書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定に係る補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金変更等承認申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに、その内容を審査し、当該申請に係る交付決定の内容を変更するときは、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業を実施した年度の末日までに伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により、当該報告を行った補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金請求書（様式第7号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため、市長が特に必要があると認めたときは、交付決定の額の範囲内で概算払をすることができる。

3 前項ただし書に規定する概算払を受けようとする補助事業者は、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金概算払申請書（様式第8号）により市長に申請しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令、これに基づく処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。

(5) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、伊賀市肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の収入及び支出について、その内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月8日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定については、同日後も、なおその効力を有する。